

香川県立医療短期大学学則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第11号

香川県立医療短期大学学則を廃止する規則

香川県立医療短期大学学則（平成10年香川県規則第58号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。